

訂正とお詫び

(令和5年2月24日現在)

【本試験モデル答練】のご受講をありがとうございます。

さて、解説の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。

誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しく
お願い致します。

【実力養成 8 回目】

頁数	場所	誤	正
解説 19	第19問 イ 右記の とおり 訂正	イ 誤り。令和元年改正前は、支店所在地において、商号、本店及び当該管轄区域内にある支店、会社成立年月日、登記記録区にされた登記（支店を設置・移転した旨及びその年月日）が登記事項となっていた。そこで、株式会社の本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合において、旧所在地を管轄する登記所の管轄区域内に支店を置いているときには、上記以外の登記事項は、登記官が職権により抹消することになっていた（旧規 65V）。しかし、改正後は支店所在地における登記は廃止されたため、支店の有無にかかわらず、旧所在地を管轄する登記所における登記簿は閉鎖されることになる。	
解説 20	第20問 ウ・オ 右記の とおり 訂正	ウ 誤り。令和元年改正により、支店所在地における登記は廃止された。したがって、本店管轄外の支店をその管轄外に移転した場合であっても、その申請は本店所在地においてのみ行い、 <u>支店所在地においては、その申請することを要しない。</u>	
		オ 誤り。令和元年改正により、支店所在地における登記は廃止された。したがって、本店管轄外の支店をその管轄外に移転した場合であっても、その申請は本店所在地においてのみ行い、 <u>支店所在地においては、旧所在地及び新所在地のいずれにおいても、その申請することを要しない。</u> なお、本店所在地においては、2週間以内にその登記を申請しなければならない。	